### 協議会規約例

○○協議会規約（例）

令和○年○月○日制定

第１章 総則

（名称）

第１条 この協議会は、○○協議会（以下「協議会」という。）と称する 。

（事務所）

第２条 協議会の事務所は、○県○市○（○庁舎内○階）に置く。

（目的）

第３条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）（次条第１号において「法」という。）第２２条第１項の規定に基づき、同法第２１条第１項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

（協議）

第４条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

一 法第２１条第２項から第５項に規定する地方公共団体実行計画の記載事項の内容

二 同第５項第４号及び第５号に規定する事項に関する協議会の構成員の役割分担

三 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体実行計画の作成及び変更並びに地方公共団体実行計画の実施に関すること

２ 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。

一 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法

二 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加

三 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整

四　その他必要と認められる事項

第２章 構成員等

（協議会の構成員）

第５条 協議会は、協議会は、別表１に掲げる委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めると

きは、別表１に掲げる委員以外の新たな委員を任命することができる。

（届出）

第６条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第３章 役員等

（役員の定数及び選任）

第７条 協議会に次の役員を置く｡

一 会 長 １名

二 副会長 ○名

（三 監 事 ○名）

２ 前項の役員は、第５条の構成員の中から協議会の会議において選任する｡

３ 会長、副会長（及び監事）は、相互に兼ねることはできない｡

（役員の職務）

第８条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する｡

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

（３ 監事は、協議会の会計を監査する｡また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。）

（役員の任期）

第９条 役員の任期は、○年とし、再任を妨げないものとする｡

２ 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする｡

（任期満了又は辞任の場合）

第１０条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第１１条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の○日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、承認の前に弁明する機会を与えるものとする。

一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

第４章 会議

（会議の招集）

第１２条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

２ 会長は、構成員の○分の一以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない｡

３ 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない｡

（会議の運営）

第１３条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない｡

２ 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

３ 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。

４ 出席者全員の合意形成が図ることが困難であると会長が判断する場合は、前項に関わらず、別表２に定める「協議すべき認定要件等」ごとに「決議において意見を尊重すべき構成員」の列の構成員の意見を尊重して決するものとする。

５ 協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（議事録）

第１４条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

２ 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

３ 議事録は、第２条の事務所に備え付けておかなければならない。

４ 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う｡ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

（協議結果の尊重義務）

第１５条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

第５章 事務局

（事務局）

第１６条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

２ 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く｡

３ 事務局長は、会長が任命する｡

４ 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する｡

（書類及び帳簿の備付け）

第１７条 協議会は、第２条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

一 協議会規約及び前条各号に掲げる規定

二 役員等の氏名及び住所を記載した書面

三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

四 その他前条各号に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第６章 協議会規約の変更、協議会が解散した場合の措置等

（規約の変更等）

第１８条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

２ 基本計画の一部変更等に伴い、構成員を除名し規約変更する場合は、第１１条に準じ、会議の承認を必要とする。

（協議会の解散）

第１９条 協議会を解散する場合は、構成員の○分の○以上の同意を得なければならない。

（協議会が解散した場合の措置）

第２０条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第７章 雑則

（細則）

第２１条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。

別表１

協議会の構成員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 構成員 |
| ① | 市町村 | 担当課長等 |
| ② | 行政機関 | 関係行政機関・関係地方公共団体（担当者等） |
| ③ | 地域住民 | 自治会や住民団体の代表者 |
| ④ | 産業団体 | 森林組合・農協・漁協・観光協会・商工会等の代表者 |
| ⑤ | 有識者 | 社会科学・再エネ・自然環境・景観・土木(災害)・文化を研究する大学教授等 |
| ⑥ | 事業者 | 再エネ発電設備設置を計画する事業者（担当者等） |
| ⑦ | その他市町村長が必要と認める者（環境保護団体、再エネ事業者団体、金融機関等） |

別表２

協議すべき認定要件と決議において特に意見を尊重すべき構成員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 協議すべき認定要件等 | 認定の適否の協議における評価のポイント | 決議において特に意見を尊重すべき構成員 |
| 促進区域等設定済み | 促進区域等未設定 |
| １ | 地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容 | 地方公共団体実行計画に定めた取組方針等と整合性が図られているか（環境省マニュアル７-４-１.の表７-３に定める考え方を満たしているか否か）等 | 地域の実情、地域住民、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等 | 地域住民産業団体（市町村）※３ |
| ２ | 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容 | （１） | 地域の環境の保全のための取組の内容 | 地域の実情、地域住民、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等環境省マニュアル３-４-２.「国が定める環境保全に係る基準」、３-４-３.「都道府県基準」、３-４-４.「その他市町村が考慮すべき事項」に照らして適切な事業計画となっているか環境省マニュアル３-７.の「表３-１０地域の環境保全のための取組の参考となるガイドライン類」に照らして適切な事業計画となっているか環境影響評価対象の場合、配慮書等に対する意見が、適切に事業計画等に反映されているか | 地域住民産業団体（市町村）※３ |
| （２） | 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容 | 地域の実情、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等 | 産業団体（市町村）※３ |
| ３ | 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方 | 実施可能なものであり、関係法令等に照らして適正なものであるか等 | 市町村行政機関 |
| 番号 | 協議すべき認定要件等 | 認定の適否の協議における評価のポイント | 決議において特に意見を尊重すべき構成員 |
| 促進区域等設定済み | 促進区域等未設定 |
| ４ | 事業終了後の対応 | 地域の実情・地域住民の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等 | 地域住民 |
| ５ | 地方公共団体実行計画等への適合状況 | 市町村が定める地方公共団体実行計画等との整合性が図られているか等を協議会で評価の上判断 | 市町村 |
| ６ | 促進事業等の円滑かつ確実な実施 | 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第５条の基準を満たしているか環境省マニュアル７-４-２.の表７-４に定める考え方を満たしているか否か等 | － |
| ７ | 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等 | 環境省マニュアル７-４-３.の表７-５に定める考え方を満たしているか否か等 | － |
| ８ | 地域の合意形成等の状況 | 地域住民、産業団体の意見、説明会の状況等により、総合的に評価の上判断 | 地域住民産業団体 |
| ９ | 総合判定 | － | － |

※１　有識者は、決議においては「２（１）地域の環境の保全のための取組の内容」等に関して助言等を行うものとします。

※２　事業者は、決議には加わらないものとします。

※３　地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項については、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定済みであり、当該計画の中でそれらの事項に関する方針を定めている場合は、その方針に合致しているか否かを踏まえた上で判断するものとします。この場合は、市町村も「決議において特に意見を尊重すべき構成員」であることとします。

※４　※３に示す方針が定められていない場合は、事業者の取組が、環境省マニュアル３－７．に表３－１０として示される「地域の環境の保全のための取組の参考となるガイドライン類」を踏まえたものであるか否かについて、協議会の場等において確認し、判断するものとします。

※５　「８ 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」については、協議会においては、許可基準に適合するかどうかの判断を行うものではなく、あくまで適合状況等の確認にとどめるものとします。

※６　その他、温対法施行規則や、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」で定めている温対法第２１条第６項に規定する促進区域の設定に関する基準等を満たしているかどうかも確認する必要があるため留意が必要です。